

令和4年2月 日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会  
教育長 木 島 弘  
(公印省略)

オミクロン株の感染拡大に伴う座間市立小中学校における学級閉鎖等の当面の対応について (通知)

日頃より、本市教育行政に御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、令和3年9月7日付で発出した「新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の学級閉鎖等の実施について」に基づき学級閉鎖等を実施しているところですが、先般の神奈川県教育委員会が決定したオミクロン株の感染拡大に伴う学級閉鎖等の対応を踏まえ、本市教育委員会は、学級閉鎖等及び出席停止期間について、今後、次のとおり変更することといたします。

引き続き、教育活動において感染が拡大することがないように努めてまいりますので御理解と御協力をお願いします。

#### 1 学級閉鎖等について

	対応	基準等
1	学級閉鎖	<p>○直近3日間の陽性者が学級において、<u>状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施</u>します。</p> <p>(※ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかで、発症日(無症状なら検体採取日)から2日間遡っても登校等していない者は除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該学級内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。</li><li>・学級内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とします。</li></ul> <p>○その他、市教育委員会が必要だと判断した場合は学級閉鎖を実施します。</p>
2	学年閉鎖	<p>○<u>複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施</u>します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。</li></ul>
3	学校全体臨時休業	<p>○<u>複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施</u>します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。</li></ul>

○ 児童生徒が陽性と診断等された場合は、学校に御連絡をお願いいたします(土日等休日については連絡の必要はありません)。

## 2 出席停止期間について

	対象者	期間
1	罹患した児童・生徒等 (セルフテスト等により陽性が判明した者含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発症日0日から10日間(体調により延長もあり)</li> <li>・無症状患者の場合は検査日から7日間。ただし、10日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認を行うこと。(なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日0日からカウントし直し10日間の療養となります。)</li> </ul>
2	濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の感染可能期間内<sup>※1</sup>に患者と接触した最終日を0日として翌日から7日間。ただし、10日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。</li> <li>・同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方から7日間発症がない場合に解除。</li> </ul>
3	発熱等の風邪症状がみられる者 (上記1～2に該当しない場合に限る)	原則、症状が改善するまで (医療機関の受診又は自宅での休養を勧奨)
4	同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性について保護者等から申し出があった者	原則、当該家族の症状が改善するまで ※学校保健安全法第19条による出席停止ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

※1 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

事務担当

座間市教育委員会

学校教育課保健給食係

電 話 046-252-8749 (直通)